

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町や県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

平時から、情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、これらの取組に資するよう国や県の支援を活用することにより、全国一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第1節 準備期

(1) 目的

町は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行う。

その際、町と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や町民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 業務継続計画を含む体制の整備

町は、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画の策定に向けて準備を行う。【全部局】

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-2-1. 研修・訓練等の実施

- ① 町は、県と連携し、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）の研修・訓練に参加する。【保健センター、総務課】
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用する。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【保健セン

ター、総務課】

- ③ 町は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【全部局】

1-2-2. 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策連携協議会等を活用し、保健所や地方衛生研究所のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、平時において国や県から提供された情報（感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策の情報等）や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、町民等に対して情報提供・共有を行う。また、町民等への情報提供・共有方法や、町民向けのコールセンター等の設置を始めとした町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。【保健センター、総務課】
- ② 町は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である町民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理する。【保健センター、総務課】
- ③ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、その家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【保健センター、総務課】
- ④ 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。【総務部、住民福祉部、教育委員会、その他関係部局】

第2節 初動期～対応期

(1) 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。県等が定める計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

対応期は関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

また、町民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。【保健センター】
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する当該患者や濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。【住民福祉部】

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

- ① 町は、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の特徴や有効な感染防止対策等の情報について国や県から提供を受け、それについて町民等に対してリスクコミュニケーション等を行う。【総務部、住民福祉部、教育委員会、その他関係部局】
- ② 町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&A の公表、コールセンター等の設置等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【保健センター、総務課】

町は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【総務部、住民福祉

部、教育委員会、その他関係部局】

- ③ 町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、近隣の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【総務部、住民福祉部、教育委員会、その他関係部局】

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は国及び県とともに、感染症対策物資等の備蓄の推進等²⁸の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は町行動計画又は町業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【保健センター、総務課】
- ② 町は、国の定めた必要となる備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、感染症対策物資等を備蓄する。【保健センター、総務課】

²⁸ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、県や関係機関と連携し、初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。【保健センター、総務課】

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共医療機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。【保健センター、総務課】

第7章 町民生活及び社会経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【全部局】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【総務課、保健センター、その他関係部局】

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 町は、町行動計画又は町業務継続計画に基づき、感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務課、保健センター】
- ② 町は、町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生

用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【保健センター、総務課】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決定する。【住民福祉部、その他関係部局】

1-5. 火葬体制の構築

- ①町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

【環境整備課、人権住民保険課】

- ②町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に必要な支援を行う。【総務課、環境整備課、人権住民保険課】

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて職員に対し、健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。【総務課】

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼びかける。【保健センター、総務課】

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。あわせて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。【総務課、環境整備課】

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。【保健センター、総務課】

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【住民福祉部、教育委員会、その他関係部局】

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。【住民福祉部】

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育委員会】

3-1-5. サービス水準に係る町民への周知

町は、必要に応じて、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。【総務課、保健センター、その他関係部局】

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国または県からの要請があった際には、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【保健センター、その他関係部局】
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【保健センター、その他関係部局】
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【保健センター、その他関係部局】
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【保健センター、その他関係部局】

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

町は初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。対応については、県が遺体の火葬について、火葬場に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、県と連携し実施する。

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。【環境整備課】
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【総務課】
- ③ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。【環境整備課、総務課】
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【環境整備課、総務課】
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を行うことが困難な場合

において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために、特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は当該特例に基づき、埋火葬にかかる手続きを行う。【人権住民保険課】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【建設産業課】

3-2-2. 町民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画等に基づき、必要な措置を講ずる。

① 下水の処理

まん延時も下水処理施設を適正に稼働させて機能を維持するため、町職員及び委託業者による運用体制を確立する。【都市整備課】

② ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるよう、関係団体との連絡調整を行う。【環境整備課】

③ 安定した上水道の供給

まん延時も上水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、関係団体との連絡調整を行う。【都市整備課】

3-3. 町民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【全部局】